

方形周溝墓の時期決定をめぐる

二、三の問題

— 伊勢湾岸域を中心として —

● 石黒立人

伊勢湾岸域の方形周溝墓は弥生前期に出現するとこれまで考えられてきた。しかし、山中遺跡他の報告を検討すると積極的な根拠は見出せず、むしろ時期判定が困難である事が明らかになった。また、それに関連して他遺跡の事例についても調査方法や報告にまつわる恣意的な判断が浮き彫りになった。調査事実の客観性を如何に保つのか、あるいは無理な判断を如何に避けるのか、それが大きく問われることを指摘した。

はじめに

わたしはこれまで伊勢湾岸域における弥生時代墓制の中心である方形周溝墓について幾らかの分析を加え、社会的・文化的な評価を行ってきた。とりわけ濃尾平野を起源とするらしい？「四隅切れ方形周溝墓」の動向には大きな注意を払い、生成問題の解決策を探ってきた。しかし、愛知県一宮市山中遺跡において弥生前期に属するとされる「四隅切れ方形周溝墓」が発見された後、それが一定の信憑性をまとって流布するなかで、わたしの中で「四隅切れ方形周溝墓」起源へのまなざしもしだいに弱いものとなっていった。

朝日遺跡で「超大形方形周溝墓」が発見された当初にわたしの考えていたシナリオは、長辺10m内外の通常規模の方形周溝墓ではあえて四隅が掘り残されなければならないという溝掘削上の必要性は見出せず、よって弥生中期前葉新相（中期1c, 表1）に出現した朝日遺跡の長辺30mを超える超大形方形周溝墓の大規模さがまさに平面形確定の核心にあるというものであった。つまり、その立体的特徴として周囲をめぐる溝が幅広く（7m以上）深い（1.5m内外）、故に墓葬にかかる祭儀の執行に際しての障害となり、よって人々が支障無く移動可能な経路を確保しようとすれば、溝に木橋をかけるのではなく「掘り残し」（「陸橋部」あるいは「土橋」）

が最適であったというものである。

この場合に「四隅切れ」でなければならない根拠はとくに思い浮かばないのだが、埋葬施設を「長方形プラン」の中心に置き、中心を通る対角線の延長に長方形の各頂点を設ける上で、4つの内どれかを選択するのではなくすべて「掘り残す」ことで通路かつ頂点の明示に加えて溝掘削にかかる作業の軽減（移動の短縮）を図ったといえないこともない。あるいは、埋葬施設へ至る道が弥生中期後葉の凹線紋系土器期（中期4）には1カ所になる点と比較すれば当時には「4カ所」であったことに意味があったということになる。

ともかく、超大形方形周溝墓だから構造上も意味のある「四隅切れ」であり、しかもその後には中小規模の「四隅切れ」が形制として採用されたとなれば、朝日遺跡には超大形を最上位におく組織原理が早くも弥生中期前葉新相（中期1c）に確立しており、それが外部へと作用した結果が弥生中期中葉中相（中期2b）に進む「四隅切れ方形周溝墓」の急速な東方への分布拡大であったというダイナミックな動態観をも帰結するのだと考えていた。

そのような流れにあって、なお山中遺跡の「四隅切れ方形周溝墓」が弥生前期に遡ることが動かせないのであれば、わたしにとって《「四隅切れ」起源論》の解決は到底おぼつかないのである。

表 1 時期区分と土器型式

時期区分				主要型式	関連型式
弥生前期	前半		前期1	遠賀川系[段・段+少条沈線、削出突帯]	檜王式
	後半		前期2	遠賀川系[段+多条沈線、多条沈線、貼付突帯]	金剛坂式、水神平式
弥生中期	前葉		中期1a	朝日式初頭[沈線紋、貝殻描紋]	続水神平式
		古相	中期1b	朝日式前半[貝殻描紋]	岩滑式、丸子式古相
		中相	中期1c	朝日式後半[貝殻描紋、櫛描紋]	
	中葉	前半	中期2a	貝田町式1a期	古井堤式、丸子式新相
			中期2b	貝田町式1b期	瓜郷式1a期
		後半	中期2c	貝田町式1c期	瓜郷式1b期
			中期3a	貝田町式2a期	瓜郷式2a期
	後葉		中期3b	貝田町式2b期	瓜郷式2b期
		古相	中期4a	凹線紋系1期・貝田町式3期	菟上式、古井式1期
		中相	中期4b	凹線紋系2期	古井式2期
弥生後期		新相	中期4c	凹線紋系3期（高蔵式）	長床式、古井式3期
	前葉		後期1	見晴台式、八王子古宮式	川原表式？、若宮式？
	中葉		後期2	山中式、寄道式、伊場式	上箕田IV式
	後葉		後期3	廻間1式、欠山式	高松式
	古墳前期	前葉	古墳前期1	廻間2式、元屋敷式	
		中葉	古墳前期2	廻間3式	
	後葉		古墳前期3	松河戸1式	

1. 課題の提起

まず一つは上述したように、山中遺跡の方形周溝墓が果たして弥生前期に遡るのかどうか、本当に「一定の信憑性をまとめて流布」したのかという点について検討する。この点はわたしにとって1986年以來の朝日遺跡における「超大形方形周溝墓」出現の理解をめぐる懸案であり、加えて山中遺跡における弥生前期方形周溝墓発見に立ち会ったわけでは無いにしても、その「流布」に荷担したわたしが無関係であるはずもないという、自らの組織論理を超えて決着を図ることが研究の進展にとって不可欠であると考えているからである。また、続いて時期決定にとどまらず墓葬研究の基礎となる遺構・遺物の出土状況を含めて不透明さの残る考古学的事実関係の客観性・恣意性如何の認定についても検討を進める。

したがって、以下の行論が前稿（石黒 2009）への自己批判を含むものになることは避けられない。

2. 重要事例の検討

（1）弥生前期

A 果たして周溝の出土遺物で時期が決まるのか？

考古学において遺構の時期決定は出土遺物によって行われるのが原則であり、遺構の形状に時間的属性が明確であっても遺物が出土しなければ詳細な時期は決まらない。また、複数の遺構に切り合いがある場合に、そこから順序がわかるとしても所属時期がわからなければ意味は無い。そこで問題は、時期を決定する遺物の出土状況や様相がどうであったのかという点である。遺物がどのように出土すれば時期を決定する要件に合致するのか、あるいは合致しないのか。これは方形周溝墓にとどまらない遺構全般に関わる時期決定の根本問題である。

方形周溝墓の周溝内からはしばしば「供献土器」が出土する。それは墓葬にともなう祭儀に係る土器であり、よってリアルに墓の時期を決めるとされる。いちおうそれは正しいが、実はだからこそ誤謬の入り込む余地もある。「供献

土器」とされた土器は、まず事実として「周溝（遺構）から出土した土器」に過ぎないのであって、出土状況からみて墳丘上や周溝内に人為的に置かれたものが、そのままの位置で、あるいは移動して（さらに破片となって）出土したことを示す、あるいはその蓋然性が高い場合に「供献土器」と判断（解釈）される。そして、この「～を示す」というのも判断なら、さらに「供献土器である」という認定は二重の判断を経ていることになる。

重要なのは、「周溝から出土した土器」が「供献土器」であるかどうかは、遡及的かつ復元的な把握や解釈に基づいており、単なる事実ではないことである。だから、①接合不能な破片が主な場合、または②少数の破片、ましてや③小片であれば「供献土器」と判断することは解釈の振れ幅は順に大きくなり、③に至れば結論への道は一層複雑なものとなる。

たとえば弥生中期前半までの居住域と重複しないで形成された墓域に造成された方形周溝墓群の場合には、その範囲があたかも「清浄なる場」であるかのように「供献土器」以外にほとんど遺物が出土することはなく、しかも「供献土器」もわずかであることがしばしばである。それに対して先行する居住域に重複する方形周溝墓になると、周溝出土遺物が墳丘からの再堆積土であれば方形周溝墓造営以前の遺物が主となり、「多くが破片である場合、または少数の破片、ましてや小片」となれば「供献土器」でないことはもとより、時期決定の材料にもならない。しかし、残念ながら遺跡調査の報告書においては時期が不明のままでは困るため、しばしば往々にして小片をもって時期を決めることが行われる。豊田市高橋遺跡の方形周溝墓は出土した小片をもって弥生後期前半とされたが（豊田市教育委員会 1974）、後の第 11 次調査では弥生後期後半に属す完全な壺が明白な「供献土器」として残されていた土層観察用ベルトから出土し（豊田市教育委員会 2015）、時期認定の難しさを端的に物語る。蒲郡市門前遺跡（蒲郡市教育委員会）は周溝から出土した岩滑式土器片をもって弥生中期前葉とされたが、現状では有り得ない評価である。さらには、周溝で囲まれた方台部から土器が出土した場合に、あた

かもそれが土器棺であるかのような扱いを受けて方形周溝墓の時期が決定される場合もある。朝日遺跡の弥生前期方形周溝墓（愛知県教育委員会 1982）は循環論の典型である。

それでは、愛知県山中遺跡の方形周溝墓はどうであろう。その前に類似した状況で方形周溝墓が発見され、調査当初は弥生前期に属すとされたが後に撤回された稲沢市野口・北出遺跡の状況を見ておこう。

野口・北出遺跡は弥生前期から弥生中期にかけての遺跡である。北の A・B・C 区（稲沢市教育委員会 2000）では西側を自然流路が南北に走り、東側の微高地下層には弥生前期から弥生中期前葉（中期 1）にかけての包含層（及び堅穴建物跡？）、上部に中期 2 の方形周溝墓や廃棄土坑が重複していた。50m ほど離れた南の D 区（稲沢市教育委員会 2006）では不明確ながら方形周溝墓に併行する弥生中期中葉（中期 2）に属す堅穴建物群の展開が窺われたが、確証はない。

問題の方形周溝墓について、速報では周溝から出土した土器のほとんどが弥生前期で占められていたことから「弥生前期に遡る方形周溝墓が検出された」としてにわかに注目を集めたが、調査が進む中で弥生中期中葉中相（中期 2b）の土器が出土して落ちていた。しかし、7 基以上検出された方形周溝墓から出土した確実な「供献土器」は 3 点にとどまり、他は小片であった。小片の中には弥生中期中葉後半古相（中期 3a）の土器も含まれており、居住域と並行することから墓葬に関わる儀礼が継続していた可能性を示唆して興味深いがそれ以上ではない。なお、方形周溝墓は周溝の上部が洪水砂で埋積しており、南西に位置する須ヶ谷遺跡と同様である。

一方、山中遺跡（図 1）では周溝からの出土土器は SZ04 の 255 を除き弥生前期後半（前期 2）に属し、しかも壺・甕等の破片がほとんどで完形品は無い。条痕紋系壺の頸部片である 255 はハネアゲ紋が崩れた斜条痕を平行線が挟むので弥生中期前葉新相（中期 1c）に属し、方形周溝墓の周溝出土資料の中で唯一時期が下る。この SZ04 を含めて周溝は「褐色中粒砂」で埋没し、同層は SD01 上層にも一部認め

られたという。SD01 を切る SK22・SK29 は暗褐色シルトや褐色シルトであり SD03 も類似しているようで、前 2 者からの出土土器のほとんどが弥生前期に属す中で、SD03 のみから弥生中期中葉後半新相（中期 3b）の土器が出土した。SD03 にどの程度の弥生前期土器が含まれていたのかわからないが、時期決定資料が出土したことから混入資料の掲載は不必要と判断されたとすれば、SK22 については「なぜ出土状況が詳細に図示されているのか？」という違和感が拭えないわけでもない。何れにしても、SD03 は SD01 と直交して切り合っており時期差は明確だが、SK22・SK29 も SD01 に重複している点で、埋没後の重複なので後出であることは動かし方が無い。SD01 も埋積が急速に進む環境でなければ弥生前期からおおきく時期が下る堆積層が上部を覆っても何ら問題は無いわけで、さらにそれを切っているとなれば SK22・SK29 の出土土器が弥生前期に限られるとはいえず、SD03 に近い時期でないと明確に否定できる証拠は示されていない。

このように、山中遺跡の遺構埋土については先行する洪水性の堆積と後続する堆積の 2 段階に区分できる点をめぐって、ともに弥生前期以降に下るのかどうか焦点となる。

この他、石器の分布では、下呂石製の打製石器や原石が SD01 周辺から竪穴建物群にかけて集中する中で、石核・剥片は方形周溝墓群にも及んでおり、土器の分布にも重なる。この点で、周溝出土の土器が「供献土器」ということではなく包含層の再堆積であり、しかも洪水によって運ばれた可能性も無きとはしない。あるいは、野口・北出遺跡と同様に居住域西部の弥生前期包含層（廃棄帯）の上部から掘り込まれた周溝の掘削土が墳丘に盛り上げられ、流失により再堆積した可能性も排除できない。いずれにしても、中期 1c に属す 255 が本来は前期堆積層上面に遺存したものであるならば、周溝の掘削時期は弥生中期前葉新相（中期 1c）よりさらに下るものとなる。

以上のように、山中遺跡の方形周溝墓は、先行する弥生前期の包含層に重複して築造されており、周囲の崩落、あるいは（洪水の影響によって）盛土が再堆積することによって遺物が周溝内に

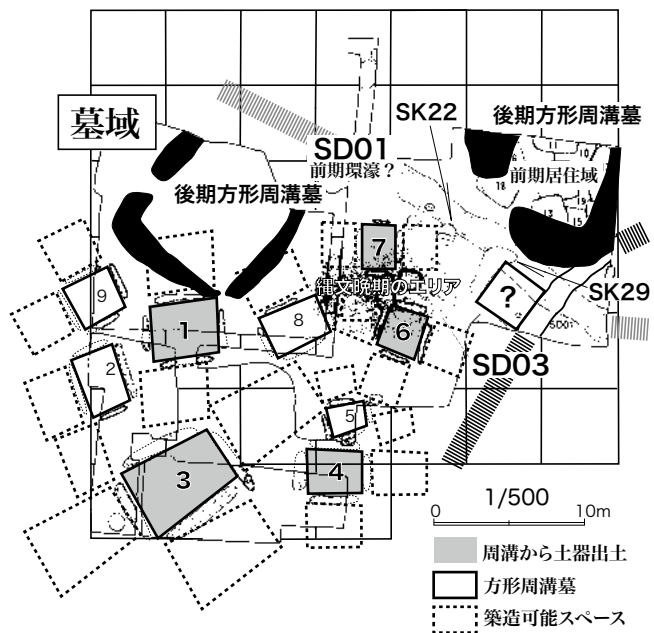


図1 山中遺跡遺構配置図

流入した可能性が高い。平面形も「四隅切れ」長方形である点で弥生中期中葉（中期 2）を下らないとすれば、野口・北出遺跡と同様にほとんど「供献土器」が出土しない点とも整合的となる*。

B 周溝から遺物が出土しなくても時期は決まるのか？

出土遺物が無くても遺跡の状況から弥生前期に遡るとされた方形周溝墓がある。三重県津市松ノ木遺跡 SX11・SX12、明和町コドノ B 遺跡 SX37・SX38 の 2 基が弥生前期に遡ると推定されているが、時期決定の根拠とされた周溝出土土器が小片であったり、「方形周溝墓」築造以前の遺跡形成についての分析が不十分であったりして、いずれも確証は無い。そもそも松ノ木遺跡 SX11・SX12 やコドノ B 遺跡 SX37 は溝の形状や配置から方形周溝墓と認定できるのかどうか微妙である。それらが松ノ木遺跡 SX10、コドノ B 遺跡 SX38 の形態に比べて著しく不定形な点が時期差という観点を喚起したとしても、研究初期の方形周溝墓認定がそうであったように、その段階ですでに「方形周溝墓」と認定しているわけで、同様の論理はすでに・つねに循環的である。

* 今回は時間・紙幅もなく検討対象からはずさざるをえなかったが、岐阜県大垣市荒尾南遺跡も十分な吟味が必要である。

(2) 弥生中期

A 配列による時期決定の限界

方形周溝墓の時期決定にとって不可欠の「供献土器」は、残念ながら全方形周溝墓から出土するわけではない。膨大な方形周溝墓が検出された愛知県朝日遺跡では調査区に空白部がある点も影響して「供献土器」をもたない事例も多いので、直接に時期決定できない方形周溝墓が多い。また、周溝が重複せず切り合い関係の無い方形周溝墓も存在し、造墓の展開方向が完全には追跡できない事例もある。

それでも先行する居住域と方形周溝墓の時期が明確に異なる朝日遺跡東墓域の方形周溝墓は極大形を核にして大・中が軸線を共有しつつ集塊状に取り巻き、さらに小が隙間を埋めるひとつの単位（中心墓群）が認められる。極大形を核に形成される中心墓群は西から東へと弥生中期前葉（中期1）、同中葉前半（中期2）、同中葉後半（中期3）というように展開し、その内部もサイズによるおおまかなまとまりであったものが、極大及び大形を中心に大・中・小が外へと順序よく配列することから時間的な隔差を考慮する必要は無いと考えられる。北墓域も細部についての時期認定が難しい部分もあるが、全体としては東墓域と同様に順調な展開をみせる。

問題は西墓域である。弥生前期までの居住域であり弥生中期中葉前半（中期2）以降の混入が無い点で出土土器は単純だが、「供献土器」や土器棺が出土した方形周溝墓はわずかで、同一時期での切り合いも決して多くはない。よって時期的な変遷については、軸線と重複関係の

整理を含めて残念ながら恣意的に判断せざるを得ないという限界がある。

B 出土遺物による遺構の性格決定および時期決定の限界

愛知県西尾市岡島遺跡の「第3面」で検出された弥生中期中葉中相（中期2b）とされる方形周溝墓は、完全な形の壺を含むとはいえ溝内から甕など復元不能の多器種の破片が出土しており、時期を問わなければ山中遺跡や野口・北出遺跡と同様の状況にある。とくにSZ33と重複する東西方向の規模の大きな溝（SD10）は同時期であり、遺構の展開から墓域としての安定性に欠け、しかも方形周溝墓周溝からの遺物の出土状況は単独の溝や土坑と異なるところはない（図2）。

検出面からみて弥生中期後葉（中期4）には下らないというが、SD10出土として弥生中期後葉でも終末（中期4c）に属す台付タタキ甕が1点図示されているし、SD07は弥生中期後葉前半（中期4前半）に下る遺構で、同一面で検出された遺構群が弥生中期中葉（中期2）に限定されていない。そもそも「第3面」は遺構検出面であって旧地表を意味するわけではないので、新しい時期の遺構下部が掘り残されていても何ら不思議は無い。

ところが、報告書に掲載された肝心の堆積層模式図（残念ながら堆積層測量図は未掲載）は極めてシンプルであり、もしその通りなら各面の間は洪水による削剥を伴う不整合面となっており、「方形周溝墓」の墳丘も残存していないことになる。「第2面」で検出された土器棺の上

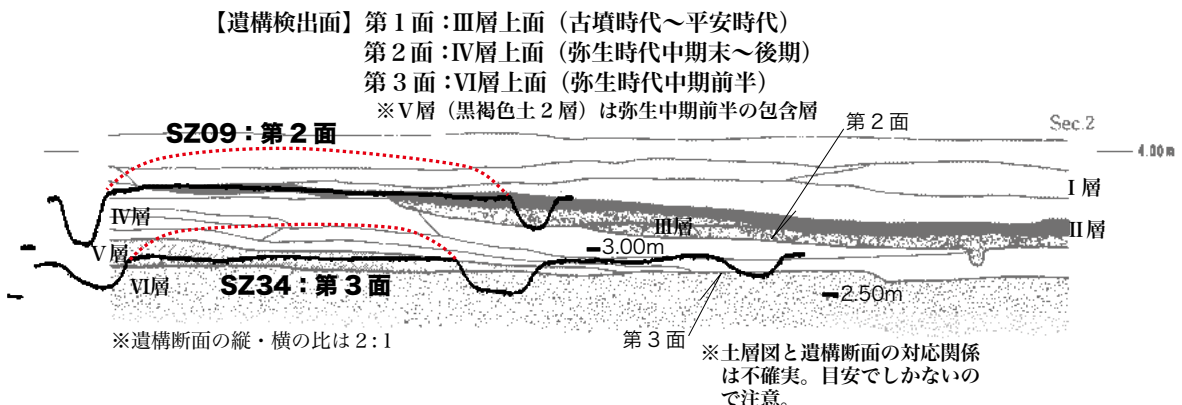


図2 岡島遺跡 断面模式図

部が欠損しているのもそれに関係するのであろうか。しかし、土器棺の中には検出面から浮いた状態のものまであり、本来は「掘形」内に埋置されていたはずだから検出面自体が下がってしまって（ようは「地山」を掘り下げて）いるのは確実で、その意味では「第3面」の「方形周溝墓」の検出状況にも不確実さがつきまとう。墓域なら土器棺が伴う可能性が高いのに見つかっていない点に墓域である可能性への疑いが消せない。

仮に「方形周溝墓」が「V層」を掘り込んで築造されており、よって「IV層」上面の弥生中期後葉新相(中期4c)に先行するなら「供献土器」の安定出土はあてにできないし、さらに遡る弥生中期中葉後半(中期3)である可能性も生じる。とはいえ、これらの推測も方形周溝墓を前提にしてのことであり、それを遡る完全な形の土器が出土していることから見て先行する遺構や包含層からの流れ込みも想定し難いので、そもそも「方形周溝墓」ではないとすれば、弥生中期中葉前半において居住域縁辺の廃棄場所としての機能を担った舟形土坑が方格方位に配置される濃尾平野と同様の遺構配置が実現されていたのかもしれない、それが偶然に「方形周溝墓」と認定された可能性も払拭できないということである。

この時期は矢作川流域以東へ方形周溝墓制が分布を拡大するまさにその段階に相当し、縄文晩期以来の墓制である土壙墓・土器棺墓からの転換を探る上でも極めて重要であるだけ厳密な検討が要請される。その意味では、矢作川中流域で初現となる愛知県豊田市川原遺跡の弥生中期中葉とされる方形周溝墓も、遺構の重複が激しく調査上も多くの困難を伴った中で明確な「供献土器」が出土しているわけではないが(壺片729は弥生中期中葉前半:中期2だが、甕片730は外面ナデ仕上げで口縁部に部分圧痕があり弥生中期中葉後半新相:中期3bに属す)、土器棺とは居住域を間に挟んで離れて築造されていることから「方形周溝墓」としての信憑性を得ているといったところで、状況証拠に基づく認定事例である。

西岸域では東庄内B遺跡の報告以降、弥生中期中葉以前の明確な墓群の報告例を欠き、研究

は停滞している*。津市替田遺跡・武ノ坪遺跡で弥生中期中葉以前の集落跡が調査され、居住域周辺で検出された舟形土坑に方形周溝墓の可能性が期待されたが、報告書では配列や出土遺物の状況から該当しないとされた。ある意味で冷静な報告であったといえるが、方形周溝墓の出現が遅れるとすれば伊勢湾岸域の地域格差を考える上で重要である。

C 周溝からの遺物出土状況と時期判断

愛知県一宮市猫島遺跡は、北東から南西にのびる微高地上に、長軸が200mを超える二重環濠(壕)で圍繞された居住域と、北東・南西から墓域が検出された。まさに絵に描いたような典型的な環濠(壕)集落である。

北東墓域では、環濠(壕)から50mほど離れて典型的な「四隅切れ長方形」周溝墓2小群4基が検出され、SZ04西溝から細頸壺(弥生中期中葉古相:中期2a)が出土した。一方、南西墓域では環濠(壕)内に1基(SZ05)、外に4小群の11基が検出され、平面形は北東墓域に比べて長短比が縮小する傾向にある。報告では環濠(壕)内にSZ05の他に1基(SZ10)存在したとされるが、わたしにはいっこうに見えそうもない。またSZ05も埋葬施設とされるSK42から出土した櫛条痕甕によって弥生中期中葉(中期2)とされたが、「墓壙」から全形を保つ土器が出土することは、これまでのところ伊勢湾岸域でも希有な事例というほかないのである。

報告では南西墓域の変遷を「1段階」「弥生中期中葉前半」(本稿の中期2)と「2段階」「弥生中期中葉後半」(本稿の中期3)に区分し、前者では環濠(壕)との併存、後者では環濠(壕)の埋め立てと新たな設計を想定している。ところが、「1段階」とされた方形周溝墓の出土土器はいずれも弥生中期中葉後半古相(中期3a)であり、環濠も残存部分での上層遺物は弥生中期中葉前半中相(中期2b)を下らない以上、環

* 松阪市下之庄東方遺跡では多数の方形周溝墓が検出されて注目されたが、未だに報告は無く研究を阻害している。明和町斎宮遺跡も業務上の制約が、古代についての報告は詳細だがそれ以前については不十分である。ともに特定の世代において行政の責務が十分に果たされていない点に問題がある。

濠（壕）が機能している期間には並行しようがない。環濠（壕）内のSZ05も検出面でこそ環濠（壕）との間にわずかな隙間をもつとはいえ、旧地表を復元すれば切り合いは明白で、SZ01も切り合うので環濠（壕）との併存は有り得ない。つまり、「1段階」は「弥生中期中葉前半」ではなく「弥生中期中葉後半」に下るために「墓壙」とされた土坑群との時期差は埋まらないままなのである。

以上を要約すれば、南北に伸びるSD02・SD03は変遷の中間点をなして、①環濠（壕）＋北墓域＋南西部「1期」遺構群（弥生前期に遡る可能性はある）、②「1段階」③「2段階」という変遷となるのであり、①は弥生前期後半（前期2）から弥生中期中葉前半（中期2）、②から③が弥生中期中葉後半（中期3）を推移する。「墓壙」とされた土坑群は弥生中期中葉前半古相（中期2a）なので①の所産である以上、居住域に関わる、つまり方格の軸線に沿って設置された「舟形廃棄土坑」以外に考えようが無いのである。

D 埋葬施設・周溝の時期差

愛知県朝日遺跡では西墓域の弥生中期前葉（中期1）の方形周溝墓の墳丘内に弥生中期後葉中相（中期4b）の古井式壺棺が埋置された事例があり、この場合周溝や墳丘も再構築された可能性が否定できない。また、弥生中期後葉（中期4）の方形周溝墓では、周溝を掘り下げていくと先行する時期の壺等がほぼ完全な形で出土することがあり、この場合も先行する方形周溝墓の再利用であるが、調査担当者によっては堆積層の不整合面が認識できないこともあり、こうした場合には出土遺物の詳細な記録が不可欠となる。

同様の事例は大形方形周溝墓の場合に頻度が高い傾向にあるが、長辺15m以下の中規模にも認められる点でむしろ凹線紋系土器期（中期4）の習俗とさえいえる様相である。だから、小規模な方形周溝墓では周溝が完掘されて先行する方形周溝墓の情報が消去されてしまえばわたしたちは対処しようがない。さらに、矢作川中流域の岡崎市高木遺跡では中期4の方形周溝墓の周溝上部が後期3に再掘削されていたように、そうした現象が中期4に限定されない点にも注意が必要だし、実際に伊勢湾岸域以外でも認めることができる。

(3) 弥生後期以降

A 周溝における遺物出土地点差と時期差

愛知県岩倉市権現山遺跡（図3）のSZ02は東西辺が19.2mと同時期では格段に規模が卓越する大形方形周溝墓であり、周溝及び周辺から時期の異なる土器群（「A群～F群の6群」）が出土し、その量も他を圧倒して多い。そして、深さ1mを測る北溝上層からは5世紀後半の須恵器が出土しており、「周溝の埋没には相当の期間を要した」とする。

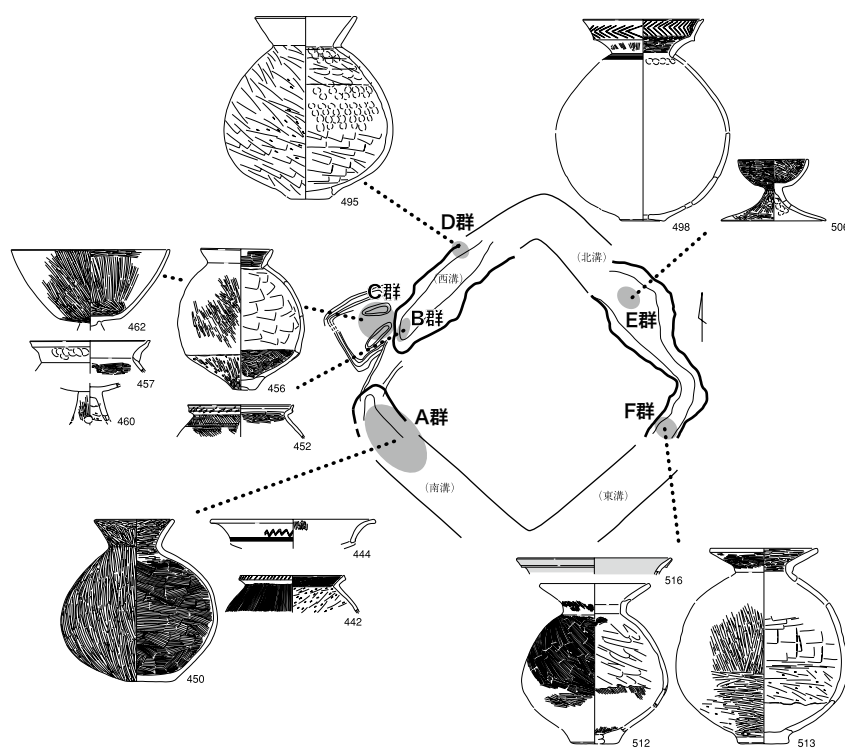


図3 権現山遺跡 SZ02 遺物分布

土器群は、A 群：南溝周溝底付近から散漫に出土（後期 2 後半～後期 3 中頃）、B 群：開口部直下の底面からわずかに浮いて出土（後期 3 中頃）、C 群：AD66 および開口部付近から出土（後期 3 中頃）、D 群：西溝の周溝掘り方に食い込むように出土（古墳前期 1 後半）、E 群：北辺の溝中央付近で底面から浮いて散漫に出土（後期 3 から古墳前期 2 までと時期幅が広いが出土レベルに大差無い）、F 群：東溝の北東隅近くで出土（古墳前期 1 後半）、という状況で、いずれにも完形に近い土器が伴っており「築造時期の決定は容易でない」。「E 群の柳ヶ坪形壺（498）は北溝下層から出土したものの、その付近から出土した低脚高杯（506）とは明らかに時期を異にする。この事実はかなりの長期間にわたって土器が周溝下層まで到達するような状況が継続したこと」や「広口壺 495 が西溝の最下層で掘形に食い込むように出土したこと」から西溝の大幅な再掘削が想定され、「SZ02 の築造後に墳丘墓の整備や改変、あるいは追加的な墳墓祭祀が継続して実施されたとする」理解が

可能としている。

以上の点は報告書でも言及されている愛知県一宮市山中遺跡 SZ13 をはじめとして愛知県清須市土田遺跡の前方後方形周溝墓 SZ01 や愛知県一宮市西上免遺跡の前方後方墳 SZ01 などにおける周溝内に散らばる土器集積の理解を助けるものとなるはずだが、残念ながら権現山遺跡とは異なって前提となる事実の提示が不十分で、精確さに欠ける点是否定できない。

B 埋葬施設と土器集積の時期幅

愛知県豊田市川原遺跡（図 4）は、周囲を自然流路に囲まれた長軸 140m、短軸 80m の微高地（標高 20m）に、下層から縄文晩期：1 面、弥生中期 2・3：1 面、弥生中期 4：2 面と累重する遺構群のさらに上層に、弥生後期 1～後期 2 にかけて「大形方形周溝墓」や「厚葬墓」ともされる多数埋葬の区画墓が集合して墓域を形成している。弥生後期の川原遺跡は墓域に限定されると理解されており、よって至近にある段丘上の神明遺跡が対応する居住域となる。なお、

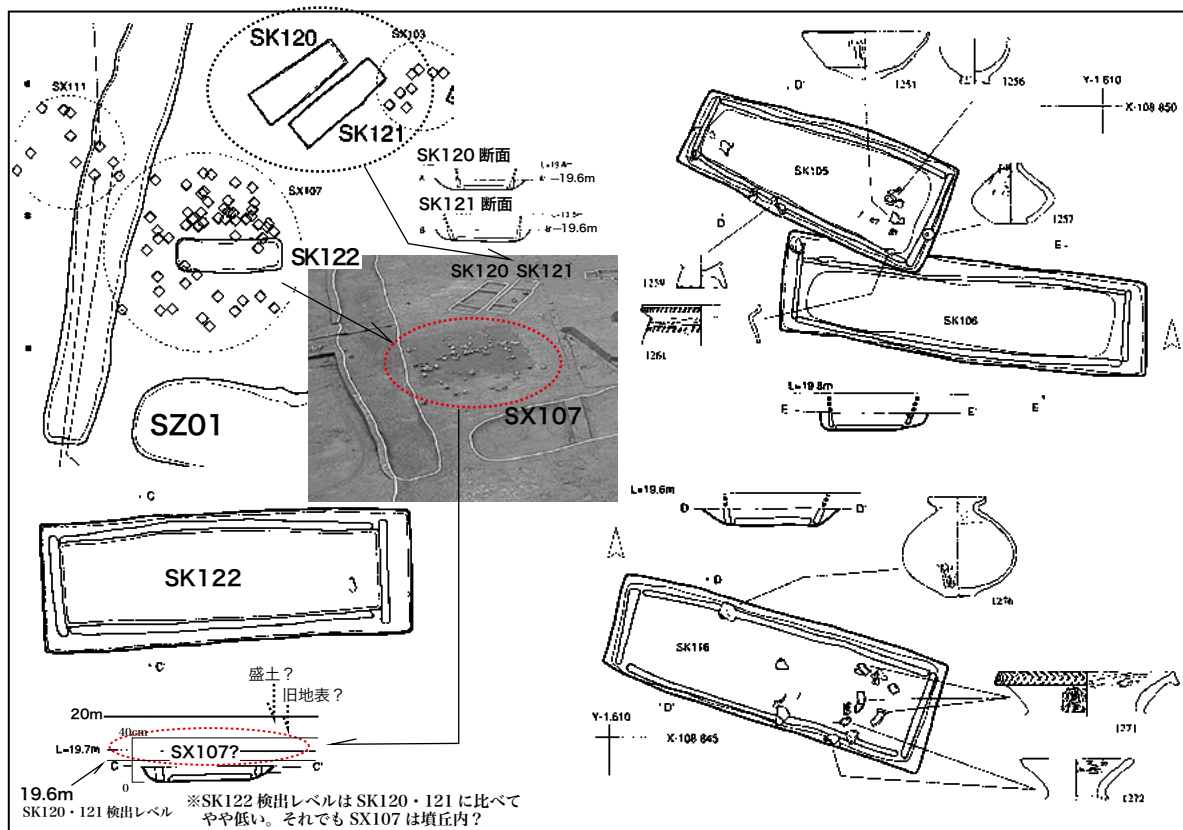


図 4 川原遺跡の墓葬関連資料

神明遺跡から環濠（壕）は未検出である。

区画墓は、時系列ではSZ02(26×23m)→SZ04(19×14m)→SZ03(不明)→SZ06(不明)→SZ01(26.5×22m)となり、SZ01の前に空白期間がある。後期1に属すSZ05(7×7m)から埋葬施設は未検出なため「祭場」と想定されているが、隣接する土器集積SX03は後期3に属して対応しない。特筆されるのは多くの墓壇から土器が出土したことで、それをもとに変遷が想定されている。しかし、出土土器が完全な形に近くとも木棺痕跡に重複する出土状況には違和感があるし、土器集積についても出土レベルの情報を欠くため復元的検討の大きな妨げになっている。そもそも木棺内から埋没状況との整合性が不確かなままに土器が出土する点の違和感は拭えない。

【SZ02】木棺9基。中央付近に大形のSK09があるが、出土土器はSK07が先行する。土器集積SX204はSK10に伴うとされるが詳細は不明。土器集積は周溝内に集中して後期2で終了するようだが「墳丘上・周辺」からは後期3まで出土している。

【SZ04】木棺7基。一転して主体部からの土器出土は無い。周溝内の土器は後期1から後期2に限定されるが区画内には後期3もあり、開口部付近では小形鉢が集積するSX202がSK18に重複する。

【SZ01】木棺15基、土器棺1基。SK106が中心埋葬とされる。木棺2基一対が3単位存在。再び墓壇内からの土器出土が増加する反面、周溝内への土器集積は顕著ではない。区画内への遺物集積は後期2に始まり後期3後半まで継続して6ヶ所と多い。このうち、SX106はSK108に重複して墓壇上の「供献土器」とされるが、「槽形木棺」であったとしても出土位置は微妙である。また、土器区画内東部の後期3前半を中心とする土器集積SX107はSK122の上部に位置して埋葬施設の存在を無視した集積となっている。土器の出土レベルは不明だが掲載写真では上部が削平されている状態での墓壇検出レベルと大差ないようであり、SK122の検出レベルが掲載図どおりなら上端標高が19.55mなので該当する旧地表面標高を19.8～20mと見積もるならSX107は地山を掘り込むことになり墳丘（盛土）内での行為とはいえないし、そうであればSX106もSK108との関係も疑わしくなる。

ないし、そうであればSX106もSK108との関係も疑わしくなる。

C 安定した埋没事例による形状と時期の把握

名古屋市平手町遺跡において、調査方式だけでなく倫理的にも大きな問題を残した第3次調査を踏まえて第6次調査では、民間の調査員（行政の監理員ではない）による慎重な調査が注意深く行われて多大な成果を得ることができた。多少は墳丘の掘り過ぎや掘り間違いはあったものの、反対にそうした事実を隠蔽した第3次調査に比べればさしたる問題ではない。むしろ、試行錯誤が調査記録として重要であり研究に貢献したと言える。

そうした経緯もある中で特筆されるのが方形周溝墓D(0198SX)と方形周溝墓F(0162SX)の2基から検出された舟形木棺である。前者の方が残りは良かったとはいえ、木棺内底から蓋内面までの高さが10cmほどしかなく、木棺本体も腐食して蓋も大幅に落ち込んでいた模様である。報告書で指摘された、墳丘構築中に作業面が設けられて舟形木棺が安置され、遺体を納めた後にさらに墳丘が積み上げられたという特異な構築法の推定が正しいなら、舟の高さ(40cm程度)に加えてさらに上部を覆う盛土の高さ(20cm程度)を加算して標高3.3mあたりを墳頂部とすれば墳丘高は1.2m(周溝底から1.8m)ほどとなる。この推定値に関して、調査区東壁では墳丘東端がかかるのみで高さの確認は難しいが、北隣の方形周溝墓E(0161SX)は墳丘西端付近であるにもかかわらず上部の標高は3mであり、墳丘中央が多少高くなるのであれば無理な数値でもないだろう。

なお、第6次調査においては墳丘上の土器棺も良好に検出されており、皆無であった第3次調査の致命的欠陥がより浮き彫りとなる。第6次調査では供献土器と土器棺に時期差のある方形周溝墓の存在も明らかになり、朝日遺跡で認められた中期4における造り替えの実態もより鮮明になった。調査とはかくあるべきという見本といえよう。

終わりに

伊勢湾岸域における弥生時代から古墳時代前期の墳墓調査と報告、そして研究を取り巻く状況には、大きく【A:事実の提示を優先する場合】と【B:解釈を優先する場合】とがあり、前者はさらに【1:詳細な事実提示】と【2:簡単な事実提示】、後者には【1:全体的な整合性を志向する場合】と【2:歪曲と受け捉えかねないことに対する無頓着な場合】とがある。もちろん、事実といえども経験や解釈を抜きにして存在し得ない考古学・埋蔵文化財調査において、それでもわたしたちが求めるべきは複数の視点を交えた詳細さによって限界の在処を浮き彫りにする A1 であると考えているが、わたしを含めて

* 伊勢湾岸域で詳細な報告といえば近年完結した岐阜県文化財保護センターの「荒尾南遺跡」報告集があげられる。その大部な報告書は、取り扱いにおける物理的な難渋さを超えて評価に値する詳細さを確保している。ただ、そうではあるが遺構の記述の後段が決して【B】(もちろん B1 の枠内にあるが)を免れるものでは無い点に完全無欠の客観的な報告書が理想であることの現実が示されており、むしろそこに現在の埋蔵文化財行政の限界が端的に表れているといえるのかも知れない。

A2 以下が多いように思う。そして、場合によっては B2 も存在するが、それは何も墳墓調査に限ったことではなく当の担当者の調査や報告への姿勢そのものであり、そこまで至るとなれば組織上も看過できない倫理的に大きな問題になる*。

ものの言わぬ遺構や遺物に語らざるを得ない埋蔵文化財調査、そして考古学にあつて、調査担当者や報告者が他者の視点を排除して、ただ一人積極的に「見て!」「語る!」ことが調査事実となってしまうれば行き着く先は B2 であり、最悪の事態が「捏造」である。それを回避するのは倫理であり、倫理を担保しない担当者や組織は全く正当性を失うほかない。そこから逃れるには、考え得る可能性からいくつかの選択肢を用意して、根拠を示しつつその中からいずれかを選ぶことである。しばしば目にするただ「・・・とやりたい」という言述こそはまさしく欲望の表出に他ならず、そこに果たして倫理が適正に保たれているのか、一時歩みを止めて自問自答しても無駄ではない。遺跡や資料に寄り添うとは他者をまじえた自問自答の繰り返しだと考える。

引用・参考文献

- 愛知県埋蔵文化財センター 1990 『廻間遺跡』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1992 『山中遺跡』
- 愛知県埋蔵文化財センター 1993 『岡島遺跡Ⅱ・不馬入遺跡』
- 愛知県埋蔵文化財センター 2001 『川原遺跡』
- 愛知県埋蔵文化財センター 2003 『権現山遺跡』
- 愛知県埋蔵文化財センター 2011 『御山寺遺跡』
- 稲沢市教育委員会 2000 『野口・北出遺跡発掘調査報告書』
- 稲沢市教育委員会 2006 『野口・北出遺跡発掘調査報告書(Ⅱ)』
- 豊田市教育委員会 1974 『高橋遺跡第五次調査略報』
- 名古屋健康福祉局 2009 『平手町遺跡 クオリティライフ 21 城北事業用地における第 6 次発掘調査報告書』
- 三重県教育委員会 1987 『一級河川中村川埋蔵文化財発掘調査概要Ⅰ 下之庄東方遺跡(高畑地区)』
- 三重県教育委員会 1988 『一級河川中村川埋蔵文化財発掘調査概要Ⅱ 下之庄東方遺跡(小野・四反畑・夜ノ堀地区)』
- 三重県教育委員会 1991 『鳥居本遺跡』『近畿自動車道(久居～勢和)埋蔵文化財発掘調査報告』3 分冊 10
- 三重県埋蔵文化財センター 1993 『松ノ木遺跡・森山東遺跡・大田遺跡発掘調査報告書』
- 三重県埋蔵文化財センター 1998 『コドノ A 遺跡・コドノ B 遺跡(第 1 次)発掘調査報告書』